

「請求者別必要書類確認表」

※ 傷病者本人（成人）が存命の場合

請求者	必要書類
本人 (例) 救急搬送された本人が、自身の救急活動報告書の写しの提供又は救急搬送証明書の交付を申請。	①請求者本人であることを証明する書類（別添6）
本人の成年後見人 (例) 救急搬送された本人の成年後見人が、搬送された本人の救急活動報告書の写しの提供又は救急搬送証明書の交付を申請。	上記① ②成年後見登記事項証明書 ※30日以内に発行されたものの原本
本人が依頼した弁護士 (弁護士法第23条の2による照会) (例) 救急搬送された本人が委任した弁護士から、調査のため救急活動に関する個別の照会又は救急活動報告書の写しの提供依頼があった場合。	●弁護士法第23条の2による照会書 ※当該傷病者が委任した弁護士であることが確認できること。
本人以外（保険会社等）が委任した弁護士 (弁護士法第23条の2による照会) (例) 救急搬送された本人が加入していた保険会社が委任した弁護士から、調査のため救急活動に関する個別の照会又は救急活動報告書の写しの提供依頼があった場合。	●弁護士法第23条の2による照会書 ※当該書面に傷病者本人の署名入りの書類（同意書・承諾書）が添付され、同意事項、承諾事項に「消防局から救急活動に関する情報を取得すること」又は「消防局から救急活動報告書を取得すること」等の記載があるものに限る。
保険会社・保険事故調査会社 (例) 救急搬送された本人が加入していた保険会社又はその委任を受けた調査会社が保険金支払いに関する調査のため救急活動に関する個別の照会又は救急活動報告書の写しの提供依頼があった場合。	●保険会社・調査会社の照会書 ※社印が押印された照会書であること。 ●傷病者本人の署名入りの同意書 ※同意書等に①当該調査員が個人情報又は死者に関する情報を取得すること②消防機関から取得すること③同意についての確認を行うため傷病者本人の日中連絡の取れる電話番号の記載があるもの。 ●同意書等の真正性を担保する書類 ※傷病者本人の運転免許証、個人番号カード等本人確認書類の写し2点、または同意書等に本人の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付したもの。 ※直接本人に同意事項を説明し、個人情報を提供してよいか確認する。
任意代理人 (例) 救急搬送された本人が自身の友人を代理人として定め、救急活動報告書の写しを〇〇消防署から得ることに関して委任している場合。	上記① ③委任状※別添8参照 ※委任状に委任者の運転免許証、個人番号カード等本人確認書類の写し2点、または同意書等に本人の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付したもの。

※ 傷病者本人（成人）が死亡している場合

請求者	必要書類
<p>遺族等 (死亡時に成人であった者の配偶者、子、孫、父母又は祖父母。ただし、これらの者がない場合にあっては他の相続人)</p> <p>(例) 夫を亡くした妻が、夫の救急活動報告書の写しの提供を請求。</p>	<p>①請求者本人であることを証明する書類（別添6） ②死者であることを証する書類 ※戸籍謄本の原本又は死亡診断書の写し等 ③死者と遺族等の関係を証する書類 ※法定相続情報一覧図、戸籍謄本の原本でいずれも30日以内に発行されたもの（②で戸籍謄本の原本が提出され死者と遺族等の関係が分かる場合は不要） ※死者の兄弟姉妹、甥姪、ひ孫以降の方が申請をする場合は、上記書類に加え、死者の祖父母、父母、配偶者、子、孫がいないことを証する書類（死者の出生から死亡までの一連の戸籍謄本の原本）が必要。</p>
<p>死亡時に成人であった者の遺族等の法定代理人（成年後見人、親権者、未成年後見人）</p> <p>(例1) 夫を亡くした妻が認知症となったため、成年後見人が選任されており、その生年後見人が妻に代わって死亡した夫の救急活動報告書の写しの提供を請求。</p> <p>(例2) 両親を亡くした子（未成年）の未成年後見人が子に代わって死亡した両親の救急活動報告書写しの提供を請求。</p>	<p>上記①②③ ④遺族等と申請者である法定代理人の関係を証明するもの ※遺族等が成人であれば、成年後見人が記載されている成年後見登記事項証明書の原本。遺族等が未成年であれば、親権者又は未成年後見人であることを証明する戸籍謄（抄）本の原本。 いずれも30日以内に発行されたもの。</p>
<p>死亡時に成人であった者の遺族等の委任による代理人</p> <p>(例1) 夫を亡くした妻が、自身の友人を代理人として定め、死亡した夫の救急活動報告書を〇〇消防署から得ることに関して委任している場合。</p>	<p>上記①②③ ⑤委任状※別添8参照 ※委任状に委任者の運転免許証、個人番号カード等本人確認書類の写し2点、または同意書等に本人の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付したもの。</p>
<p>遺族等が委任した弁護士 (弁護士法第23条の2による照会)</p> <p>(例1) 夫を亡くした妻が依頼した弁護士から弁護士法第23条の2による照会により救急活動報告書の写しの提供があった場合。</p>	<p>上記②③ ●弁護士法第23条の2による照会書 ※当該遺族等が委任した弁護士であることが確認できること。</p>
<p>遺族等以外（保険会社等）が委任した弁護士 (弁護士法第23条の2による照会)</p> <p>(例) 死亡した本人が加入していた保険会社が委任した弁護士から、弁護士法第23条の2による照会により救急活動に関する個別の照会又は救急活動報告書の写しの提供依頼があった場合。</p>	<p>上記②③ ●弁護士法第23条の2による照会書 ※当該書面に遺族等の署名入りの書類（同意書・承諾書）が添付され、同意事項、承諾事項に「消防局から救急活動に関する情報を取得すること」又は「消防局から救急活動報告書を取得すること」の記載があるものに限る。</p>
<p>保険会社調査員 保険会社から委託された調査会社調査員</p> <p>(例) 死亡した本人が加入していた保険会社又はその委任を受けた調査会社が保険金支払いに関する調査のため救急活動に関する個別の照会又は救急活動報告書の写しの提供依頼があった場合。</p>	<p>上記②③ ●保険会社・調査会社の照会書 ※社印が押印された照会書であるとこと。 ●遺族等の署名入りの同意書 ※同意書等に①当該調査員が個人情報又は死者に関する情報を取得すること②消防機関から取得すること③遺族等の日中連絡の取れる電話番号の記載があるもの。 ●同意書等の真正性を担保する書類 ※遺族等の運転免許証、個人番号カード等本人確認書類の写し2点、または同意書等に本人の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付したもの。 ※直接遺族等に同意事項を説明し、死者に関する情報を提供してよいか確認する。</p>

※ 傷病者本人（未成年）が存命の場合

請求者	必要書類
本人の親権者又は未成年後見人 (例) 未成年者の父親が、子の救急活動報告書の写しの提供又は救急搬送証明書の交付を申請。	①請求者本人であることを証明する書類（別添6） ②親権者又は未成年後見人であることを証明する戸籍謄（抄）本の原本で30日以内に発行されたもの。

※ 傷病者本人（未成年）が死亡している場合

申請者	必要書類
遺族等 (死亡時に未成年であった者の親権者又は未成年後人) (例) 未成年者の子を亡くした父親が、子の救急活動報告書の写しの提供を請求。	①請求者本人であることを証明する書類（別添6） ②死者であることを証する書類 (戸籍謄本の原本又は死亡診断書の写し等) ③未成年者の死亡時に親権者又は未成年後見人であったことがわかる戸籍謄（抄）本の原本で30日以内に発行されたもの。 ※②で戸籍謄本の原本が提出され申請者が死亡した未成年の親権者又は未成年後見人であることがわかる場合は不要。
遺族等の成年後見人 (例) 死亡した未成年の子の親権者が疾病により、判断能力が不十分となり、成年後見人に選任された者が死亡した未成年者の救急活動報告書の写しの提供を請求。	上記①②③ ④遺族等の成年後見人が記載されている成年後見登記事項証明書の原本で30日以内に発行されたもの。
遺族等の委任による代理人 (例) 未成年者の子を亡くした父親が自身の友人を代理人として定め、子の救急活動報告書を消防署から得ることに関して委任している場合。	上記①②③ ⑤委任状※別添8参照 ※委任状に委任者の運転免許証、個人番号カード等本人確認書類の写し2点、または同意書等に本人の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付したもの。
遺族等が依頼した弁護士 (例1) 未成年の子を亡くした母が依頼した弁護士から弁護士法第23条の2による照会により救急活動報告書の写しの提供があった場合。	上記②③ ●弁護士法第23条の2による照会書 ※当該遺族等が委任した弁護士であることが確認できること。
遺族等以外（保険会社等）が委任した弁護士 (例) 死亡した未成年者の保険金支払いについて保険会社が委任した弁護士から、弁護士法第23条の2による照会により救急活動に関する個別の照会又は救急活動報告書の写しの提供依頼があった場合。	上記②③ ●弁護士法第23条の2による照会書 当該書面に遺族等の署名入りの書類（同意書・承諾書）が添付され、同意事項、承諾事項に「消防局から救急活動に関する情報を取得すること」又は「消防局から救急活動報告書を取得すること」の記載があるものに限る。
保険会社調査員 保険会社から委託された調査会社調査員 (例) 死亡した未成年者の保険金支払いについて調査するため、保険会社又はその委任を受けた調査会社が救急活動に関する個別の照会又は救急活動報告書の写しの提供依頼があった場合。	上記②③ ●保険会社・調査会社の照会書 ※社印が押印された照会書であるとこと。 ●遺族等の署名入りの同意書 ※同意書等に①当該調査員が個人情報又は死者に関する情報を取得すること②消防機関から取得すること③遺族等の日中連絡の取れる電話番号の記載があるもの。 ●同意書等の真正性を担保する書類 ※遺族等の運転免許証、個人番号カード等本人確認書類の写し2点、または同意書等に本人の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付したもの。 ※直接遺族等に同意事項を説明し、死者に関する情報を提供してよいか確認する。